



一般 質問

令和5年 3月定例会

新型コロナウイルスへの対応は

伊藤 好晴 議員



Q 今後の感染対策は

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類に引き下げられる。3月13日から、マスク着用が個人の判断に委ねられると共に、医療機関は新型コロナウイルス感染が疑われる患者を断ることなく対応することが求められた。

外来などで適切な治療をしたり、医療機関同士で入院調整をしたりする必要があるが、どう対応するのか。高齢者施設などでの診療や、協力医療機関との入院調整をしたりする場合も出てくる。社会的弱者を放置するわけにはいかないが、対応を尋ねる。

また、5類移行のタイミングで「第三者認証制度」も廃止される。飲食店などでの対応も新しい段階になる。指導・援助をどうするのか。

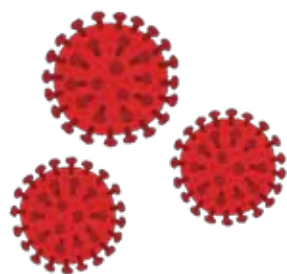
「不特定多数で密になっている」「重症化リスクの高い人がある」「基礎疾患がある」など、不安を持った人がある場合には、マスク着用が求めら

A 適切な対応を検討

町長塚原隆昭

飯南病院ではこれまでの経験を踏まえ、適切な対応をとる。詳細についてはこれらの検討だ。施設対応は、嘱託医・協力医療機関として連携をとる。

飲食店などへの対応は、島根県・近隣市町の対応を踏まえ、適切に行う。



Q 大軍拡に反対を

日本の安全保障・軍事政策は第二次世界大戦以降、最も重大な変化の最中にある。大軍拡・大増税は町民の暮らしを壊すと思うが、町長の認識を伺う。

町民の生命・財産を守る使命を負い、非核平和都市宣言を持つ自治体の長として、町民の暮らしと憲法・平和を壊す岸田政権の軍事費2倍化と敵基地攻撃能力の保有に反対すべきと思うがどうか。【全国首長九条の会】に参

A 対応は政府に一任

町長塚原隆昭

国の安全保障は、政府において判断される事柄と考える。財源は国において丁寧の説明し、広く合意を得ることが重要である。【全国首長九条の会】は十分に理解していないので、今のところ参加は考えていない。



防災対策と啓発は万全か

内藤 眞一 議員



Q 防災への取り組みは

- ① 飯南町気象防災アドバイザーの業務内容は
- ② 情報伝達の方法は
- ③ 連絡回線の確保は
- ④ 警報等発令時の避難先は
- ⑤ 支援が必要な方の避難は
- ⑥ ハザードマップの理解浸透は

A 防災訓練を柱に確認

町長塚原隆昭

- ① 「気象情報・災害対応に関する助言」「平時における町職員等への研修」「警報発令時など刻々変化する気象の説明や予測等を対策本部に助言を依頼。
- ② 防災危機管理室が、平時は1日1回気象情報をメールで受ける。警報発令時などは、随時メールや電話で気象解説や予測を受けている。町民には提供された情報を参考に、音声告知放送で注意喚起等している。



飯南町防災のしおりとハザードマップ



- ③ 島根県総合防災情報システム（携帯回線）、島根県防災行政無線（衛星電話）、個人の携帯電話、令和5年度に整備を考えている衛星携帯電話などを活用する。
- ④ 令和2年の土砂災害特別警戒区域指定により、避難先を変更している地区もある。今年の防災訓練で徹底する。
- ⑤ 要支援要介護者には、ケアマネジャーが個別の避難行動

計画を作成しており、それに基づき避難する。自治会長や組長には避難行動要支援者台帳を渡している。支援方法など検討される場合は、事例紹介や職員の参加など一緒に取り組む。

Q 職員の地域活動 条例整備を

地方公務員法の改正により、職員の定年は8年間掛けて65歳まで延長される。併せて職員の高齢者部分休業制度が設けられ、休業部分を地域活動にあてることも可能となった。これを更に進め、業務として地域活動ができるよう、本町独自の条例を整備できないか。

A 条例制定はしない

町長塚原隆昭

地域では住民の減少・高齢化が進んでおり、自治区長をはじめ民生委員ほか各種委員のなり手不足が深刻だ。実現できると地域は随分助かるが、町長の考えは。

職員が地域のために汗を流すのは当然。これまでも福祉会やPTA、各種の事務局などを担ってきており、独自の条例制定はせず、柔軟に対応する。